

平成27(2015)年度 東京大学大学院総合文化研究科 グローバル共生プログラム修士課程学生募集要項

言語情報科学専攻・超域文化科学専攻
地域文化研究専攻・国際社会科学専攻

教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

求める学生像

グローバル化の進行とともに明らかとなった世界の多元的編成に深い関心を寄せ、差異を含めた世界の共生を21世紀における人類的課題ととらえる人。また、その課題に応えるための領域横断的専門性を諸分野を学びながら形成し、将来、国内外の組織で活躍することを志す人。

1. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者及び平成27(2015)年3月31日までに卒業見込みの者(第1号)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成27(2015)年3月31日までに修了見込みの者(第2号)
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成27(2015)年3月31日までに修了見込みの者(第3号)
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成27(2015)年3月31日までに修了見込みの者(第4号)
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成27(2015)年3月31日までに修了見込みの者(第5号)
- (6) 昭和28(1953)年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者(第6号)^{注1)}
- (7) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者(第7号)^{注2)}
- (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第8号)^{注3)}
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第9号)^{注3)}
- (10) 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成27(2015)年3月31日において22歳に達しているもの(第10号)^{注4)}

注1) 上記(6)に該当する者とは、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を示す。

注2) 上記(7)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注3) 上記(8)又は(9)の資格により出願しようとする者は、出願にあたって本研究科事務部(6.(1)エ.)

に問い合わせること。

注4)①上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業生(修了者)等で、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

②上記(10)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を平成26(2014)年9月19日(金)から9月26日(金)までに本研究科事務部に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

③上記(10)に該当する者で、入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、平成26(2014)年10月24日(金)頃に各自に通知する。

2. 募集人員

(1)グローバル共生プログラムの学生は、以下の4専攻のいずれかに所属することになる。専攻別には募集人員を定めず、プログラム全体として学生を募集する。ただし、志願者は、各自の研究テーマに基づき、志望専攻を決めて出願しなければならない。入学後は、当該専攻に所属しつつ、本プログラム独自のカリキュラムを履修する。

専 攻	募集人員
言 語 情 報 科 学	} 1 2 名
超 域 文 化 科 学	
地 域 文 化 研 究	
国 際 社 会 科 学	

(2)超域文化科学専攻及び国際社会科学専攻を志望する者は、分野も決めて出願すること。分野は以下のとおり。

超域文化科学専攻(表象文化論分野・文化人類学分野・比較文学比較文化分野)
国際社会科学専攻(国際関係論分野・相関社会科学分野)

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合または下回る場合がある。

3. 選抜方法

(1)入学者の選抜は、第1次試験及び第2次試験による。

選抜の段階	選 抜 方 法
第1次試験	<ol style="list-style-type: none"> 1. 英語の能力を証明する書類 (TOEFL または IELTS の成績) 2. 英語以外の言語の能力を証明する書類 (希望者のみ) 3. 志望理由書 4. 研究計画書 5. 出身学校の学業成績 6. 日本語の能力を証明する書類 (外国人出願者のみ)
第2次試験	<ol style="list-style-type: none"> 1. 口述試験 (第1次試験合格者のみ対象。口述試験は、提出された志望理由書、研究計画書等について日本語または英語で行う。) 2. 志望理由書 3. 研究計画書

(2)第1次試験(書類審査)は、入学願書、英語の能力を証明する書類(TOEFLまたはIELTSの成績票)、英語以外の言語の能力を証明する書類(希望者のみ)、志望理由書、研究計画書、出身学校の学業成績、日本語の能力を証明する書類(外国人出願者のみ)等を総合的に審査し、第1次試験合格者(口述試験対象者)を決定する。なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFLまたはIELTSの成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。

(3)第2次試験(口述試験)は、第1次試験合格者のみを対象とし、提出された書類及び志望する専門分野等について日本語または英語で行う。その際、外国語及び専門分野について学力検査を行うことがある。なお、受験者は志望理由書及び研究計画書のコピーを持参すること。入学後の研究計画を、最初の3分間で要約して述べることが求められる。

4. 試験期日及び場所

(1)第1次試験(書類選考)

筆記試験は行わず、下記6.(2)以下の出願書類等の審査による。

(2)第2次試験(口述試験)

期 日 平成27(2015)年2月20日(金)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科(教養学部)

口述試験受験対象者の受験番号は、平成27(2015)年1月30日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

試験日時及び試験室等については、平成27(2015)年2月9日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに受験対象者各自に通知する。

5. 合格者の発表及び入学手続

(1)合格発表

第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成27(2015)年3月2日(月)正午に、上記掲示場に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2)入学許可の通知は、平成27(2015)年3月上旬に、本人への郵送により行う。

(3)入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、平成27(2015)年3月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。

所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(4)入学時に必要な経費(平成27(2015)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入 学 料 282,000円(予定額)

授 業 料 前期分 267,900円(年額 535,800円)(予定額)

注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1) 出願方法

ア. 出願は、郵送に限る。

イ. 郵送にあたっては、出願書類提出用封筒(角型2号)の所定欄に必要事項を記入のうえ、下記(2)の出願書類等を封筒裏面に記載してある【出願書類等提出明細】の順に整理して封入し、郵便局で「書留速達郵便」と指定して送ること。ただし、下記(2)の力. については、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。

ウ. 受付期間 平成26(2014)年11月6日(木)から11月12日(水)まで
(平成26(2014)年11月13日(木)以降に到着したものについては、11月12日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。)
ただし、下記(2)の力. については、平成26(2014)年12月16日(火)から平成27(2015)年1月13日(火)まで(平成27(2015)年1月14日(水)以降に到着したものについては、1月13日(火)までの消印があるものに限り有効とする。)
なお、受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

エ. あて先 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学大学院総合文化研究科事務部(教養学部教務課総合文化大学院係)
電話 03-5454-6050(6049)

(2) 出願書類等と記入上の注意

ア. 入学願書 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。正・副それぞれ1枚ある。双方の記入内容に相違がないよう注意すること。また、必ず2枚とも提出すること。

A) 入学願書は、修士課程・博士後期課程について、共通の様式となっている。出願しようとする課程を○で囲むこと。

B) 「受付番号」及び「受験番号」欄以外は、該当する箇所をすべて記入すること。また、裏面の記入も忘れないこと。

C) 志望専攻(分野)欄は、前述の「2. 募集人員」を参照し必ず記入すること。

D) 「現在の身分」欄は、「出身大学等」または「出身大学院等」欄に記載の大学または大学院等に在学中の者以外は、必ず記入すること。無業の者も、その旨記入すること。

E) 裏面の「履歴事項」欄は、高等学校卒業時から(外国人は小学校入学時から)記入し、職歴等も含めて、空白期間のないようにすること。

イ. 成績証明書 出身学校において発行されたもので、大学在学時の全ての成績証明書を提出すること。「履歴事項」欄に記載のある複数の大学(院)及び外国の大学(院)(単位互換制度等で留学したものを含む)についても、卒業(修了)・中途退学の如何によらず、成績証明書の発行可能なものについてはすべて提出すること。

ウ. 卒業証明書 在学中の者は3月の入学手続きの際に提出すること。卒業見込証明書は不要。

エ. TOEFLまたはIELTSの成績票 出願時から起算して2年以内に受験したTOEFL(CBT、PBTまたはiBT)またはIELTS(Academic Modules)の成績票。(TOEFLについてはETS(Education Testing Service)より送付されたExaminee's Score Recordのコピーを提出すること。ETSからの直接送付による提出は認めない。)
なお、iBTの場合はネット経由で提示された成績票のプリントアウトを提出してもよい。ただし、Examinee's Score Recordも取得しておくこと(提出されたものと後に照合するため)。

オ. 志望理由書 本プログラムを志望する具体的な理由を記した志望理由書(A4判用紙を使用、

日本語1,200字程度または英語500語程度)を10部提出すること。

- カ. 研究計画書 大学院入学後希望する研究テーマに関連した研究計画書(A4判用紙を使用、日本語6,000字程度または英語2,400語程度、注及び参考文献表を必ずつけること。なお、注・参考文献表・資料などは字(語)数に含めない)をまとめ、10部提出すること。
- キ. 写真3葉(同一のもの) 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して提出すること。写真3枚は、すべて同一のものを使用し、はがれないようにしっかりと糊付けすること。
- ク. 受験票送付用封筒 本研究科所定の封筒に出願者本人の宛名を記入し、362円分の切手を貼ること。
- ケ. 宛名ラベル 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する住所(日本国内)を記入して提出すること。
- コ. 検定料 30,000円
銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。
(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

【コンビニエンスストアでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、UCカード、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

(3)外国人出願者は、上記(2)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

- 日本語能力証明書 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。
ただし、日本の大学を卒業した者又は卒業見込みの者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

(4)提出書類(各種証明書等)に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合には、改姓名したことが確認できる証明書を添付すること。

7. 注意事項

- (1) 同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻及びプログラムに出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。
- (2) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)工.)に届け出ること。
- (3) 受験票は、平成26(2014)年12月8日(月)頃に本人宛に郵送する。送付予定期日から、7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)工.)に連絡すること。
- (4) 身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)工.)に申し出ること。
- (5) 在職中の者は、大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。
- (6) 事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらかじめ通知する。
- (7) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (11) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成 26(2014)年 7 月